

## 「子育て世帯への臨時特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日）時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。対象となる方は、申請期間内に申請するようにしてください。

※申請書の「住所（令和2年3月31日時点の住民票所在地）」の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申請してください。

申請には、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に勤務先の証明が必要ですので、申請書に必要事項を記載し、勤務先の証明を受けた上で、申請してください。

### 支給要件

#### ■対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童であり、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

#### ■支給対象者

令和2年4月分（児童が令和2年3月まで中学生だった場合は3月分）

の児童手当の受給者

ただし、特例給付（所得制限を超過）の受給者は支給対象者になりません。

※監護する児童が4月から新高校1年生となっている場合等で、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者としてします。

#### ■支給額

対象児童1人につき**1万円**

### 申請方法

勤務先から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

■申請先 : 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村  
※令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市が申請先になりますのでご注意ください。

※申請書の「住所（令和2年3月31日時点の住民票所在地）」の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申請してください。

■申請期間 : 令和2年5月15日～令和2年10月30日

■提出書類 : ①**子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）**

勤務先から配布します。

勤務先で児童手当の受給証明を受けてから申請してください。

②**振込口座が確認できる書類**

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

## 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座にお振り込みします。

令和2年7月10日までに申請した方（郵送の場合は必着）は、令和2年7月31日に支給します。

※令和2年7月11日以降の申請は申請月の翌月末の支給となります。

## 注意事項

- ・原則として、申請期間外の申請や、申請先市区町村と異なる市区町村への申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- ・「申請書」の入手方法、記入方法については勤務先へお問い合わせください。
- ・「申請書」は申請時まで大切に保管してください。
- ・「申請書」の記載事項について勤務先へ照会する場合があります。

### <申請・お問い合わせ先>

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所1階⑥番窓口  
子ども政策課 子どもの手当医療係 TEL：03-3579-2477

※窓口での受付の場合は、下記窓口でも申請が可能です。

板橋区赤塚6-38-1 赤塚支所住民サービス係 TEL：03-3938-5113